

委 託 業 務 仕 様 書

1. 委 託 業 務 名 牛川渡船場除草業務委託
2. 委 託 業 務 場 所 豊橋市牛川町及び大村町（牛川渡船場）
3. 業 務 期 間 契約締結の日から令和8年3月13日
4. 業 務 内 容 除草、刈り草の搬出、資源化センターにおける刈り草の処分
 - (1) 作業の範囲 別添図参照（約 3,600 m²）
 - (2) 作業の回数 3回
5. 成 果 品 各回ごとに業務記録簿あるいはこれに準じる作業記録を提出すること。
6. 留 意 事 項
 - (1) 作業範囲および実施日については、着手前に発注者の指示を受けること。
 - (2) 刈り草の処分費については実績に応じて支払うこととし、第3回の支払い時に精算する。
 - (3) 業務実施報告書には資源化センター計量伝票の写しを添付すること。
 - (4) 受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアルによる安全教育を実施すること。
 - (5) 刈払機を使用するものは、現場着手前までに、平成12年2月16日付基発第66号「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
 - (6) 前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育を実施し、報告すること。
 - (7) 除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
 - (8) 作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、発注者から指示を受けた際には速やかに提出すること。
 - (9) 除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
 - (10) 建設工事保険等の加入について

- ・ 保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
- ・ 保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
- ・ 保険契約後は証券の写しを提出すること。